

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html

2013年4月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。
プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。
会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。
また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。
・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けず。
・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。
平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。
また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただいています。
なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。
詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。
また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。
なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。
具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。
（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）
また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

(1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号： 8 国名：ボスニア・ヘルツェゴビナ 担当：地球環境部
案件名：環境汚染地域改善計画策定支援プロジェクト

1 契約予定期間：2013年6月中旬～2014年5月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における産業廃棄物管理に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布期間：2013年4月24日から2013年4月26日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

配布は電子データで行います。具体的な配布方法は

当機構HP> 調達情報 > お知らせ > 「業務指示書等の電子配布本格導入について

【コンサルタント等契約】」をご参照願います。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html

配布依頼書受付期間：上記配布期間中の10時～17時

ダウンロード期間：上記配布開始日から配布終了日の翌営業日23:59まで

この期間であれば、土日、祝日でもダウンロードが可能です。

プロポーザル提出：2013年5月15日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：5月下旬

契約交渉：6月上旬

5 業務の目的

我が国は、ボスニア・ヘルツェゴビナ国(以下、「ボ」国)に対し、他の分野に比べ取り組みの遅れが指摘されている環境分野において、EU環境基準への適合も含めて「環境保全」を開発課題の一つに定め協力を行っている。

「ボ」国の一般都市廃棄物管理は、法整備も進み他ドナーによる支援も行われている一方で、有害廃棄物を含む産業廃棄物分野は制度面及び実施面において多くの課題が残されている。特に「過去の汚染」（以下、レガシーポリューション）が放置されている地域（以下、ホットスポット）では、環境汚染等の直接的な影響も懸念され、緊急の対策検討が必要な状況にある事が、2010年11月にJICAが実施した詳細計画策定調査等を通じて確認されている。しかしレガシーポリューションによるホットスポットは、処理の責任が明確ではなく、中央政府が中心となり処理計画を立案し、実行していく必要があるが、「ボ」国は実施機関の体制が脆弱であり、具体的な処理計画等を作成していない。また、実施能力においても経験がなく不十分な状況にある。以上の背景を踏まえ、2010年に「ボ」国よりホットスポットの改善に係る開発調査型技術協力プロジェクトが要請された。

本要請を受け、JICAは上記詳細計画策定調査を実施し、その結果、有害廃棄物管理計画策定、アクションプランの作成、具体的な対策の提案・実施などの支援が有効であるとの分析を行っている。また、こうした協力を通じ「ボ」国の実施体制および能力の強化が期待でき、本協力で得られる知見によって今後「ボ」国内の他のホットスポットの改善に向けた計画策定が進むことが考えられ、「ボ」国全体へ拡大・普及することが期待される。

本案件では「ボ」国を構成するエンティティの一つであるボスニア・ヘルツェゴビナ連邦（以下、FBiH）に存在するホットスポットにおける、レガシーポリューションの対策に係る有害廃棄物管理計画及び対策のためのロードマップ策定を通じ、「ボ」国側実施機関の有害廃棄物管理体制の強化を目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

FBiH（サラエボ、ツツラ、バレシュ等）

(2) 実施機関

FBiH環境省および各地方自治体

(3) プロジェクト目標

環境ホットスポットの改善計画策定を通じ、FBiHにおける環境管理計画策定の実施体制が強化される。

(4) 成果

ア 有害廃棄物管理に係る「ボ」国法的・制度的背景が整理される。

イ FBiHの環境ホットスポットにおける有害廃棄物管理の現状について分析される。

ウ 対象とする緊急の対応が必要な環境ホットスポットにおける有害廃棄物の適正管理ロードマップが策定され

る。

(5) 業務内容

コンサルタントは、本プロジェクトに係るR/Dに基づく業務（活動）の実施を通じ、C/Pのパイロットプロジェクトを円滑に実施できるよう、C/P機関の能力強化を側面支援する。また最終的には共同での活動を通じ、期待される成果を発現させ、プロジェクト目標を達成することが求められる。

具体的な成果及び活動は以下のとおり。

ア 有害廃棄物管理に係る「ボ」国法的・制度的背景が整理される。

(ア) これまでの環境ホットスポット対策に関する政策、規制等について整理する。

(イ) 有害廃棄物管理において、EUの定める環境基準と現在の「ボ」国の双方を分析し、必要な対策を検討する。

(ウ) 上記を踏まえ、現在の有害廃棄物管理システムに対する提言をまとめる。

(エ) 「ボ」国の有害廃棄物管理に係る法的制度及び管理体制について、提言を含めたレポートを作成する。

イ FBIHの環境ホットスポットにおける有害廃棄物管理の現状について分析される。

(ア) FBIH国内の土地利用地図を入手し、産業用地の特定により、汚染の可能性のある土地を明らかにする。

(イ) 汚染の可能性のある土地について、サンプリング調査を行う。

(ウ) サンプリング調査の結果を分析し、汚染物質ごとの有害廃棄物マップを作成する。

(エ) 明らかになった汚染物質に対し、環境汚染と健康被害のリスクを評価し、早急に取り組むべきものを明らかにする。

(オ) 管理計画策定に向けた、住民参加型手法について提案を行う。

ウ 対象とする緊急の対応が必要な環境ホットスポットにおける有害廃棄物の適正管理ロードマップが策定される。

(ア) 主要な汚染物質とその対策について、政策提言をまとめた計画を作成する。

(イ) 有害廃棄物管理計画策定に関するチェックリストを作成する。

(ウ) 主要な有害物質および化学物質の対策手法に関する参考資料を取りまとめる。

(エ) 全国（中央、FBIHおよびスルブスカ共和国（RS）政府）向けに、作成した計画及び参考資料について共有するためのセミナーを開催する。

エ 環境社会配慮

本プロジェクトは、「JICA環境社会配慮ガイドライン（2004年4月）」が適用され、同ガイドライン上のカテゴリ分類は「B」である。同ガイドラインおよび「ボ」国内における環境社会配慮関連法規に則って適切な調査・作業に係る支援を行い、戦略的環境アセスメント（SEA）の考えに基づいた代替案の比較検討を行う。

7 成果品等

ア インセプションレポート (2013年 6月下旬)

イ ドラフトファイナルレポート (2014年 3月上旬)

ウ ファイナルレポート (2014年 5月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

1) 総括/環境管理 (評価対象予定者)

2) 産業廃棄物管理（または産業廃棄物処理）(評価対象予定者)

9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。